

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（抜粋）
（平成 19 年 9 月 26 日 総務省・国土交通省 告示第 1 号）

二 地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的な事項

3 協議会

協議会は、地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適なあり方について総合的に検討、合意形成を行い、その合意がなされた取組を実施するために、各主体間の意見調整を図る場であり、地域の関係者が一体となって地域公共交通の活性化及び再生を推進する上での中心的な役割を担うものである。

このため、連携計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整に当たっては、可能な限り協議会を活用することが望ましい。

(1) 協議会の構成員

連携計画を作成する市町村、関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者に加えて、必要に応じて関係する都道府県、公安委員会、住民、公共交通の利用者のほか、商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者等の多様な主体が参画し、活発な議論を行い、それぞれが相互に連携、協力をしつつ、主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むことが重要である。

また、協議会の意見調整を円滑に進める観点から、協議会を組織するに当たっては、学識経験者等の地域公共交通の活性化及び再生について専門的な知識を有する者を構成員に含めることが望ましい。

(2) 留意事項

協議会における運営の透明性、公平性、実効性、効率性を確保する観点から、協議会における協議事項、意思決定の方法、協議結果の公表方法、会計の取扱い等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが望ましい。

なお、連携計画の円滑な作成が行われる等の協議会の適切な運営のため、国及び都道府県から、必要な助言を受けることができる。

五 その他地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

1 国の役割

(1) 地域の取組に対する財政的支援

国は、地域の関係者が一体となって行う地域公共交通の活性化及び再生のための取組について必要な財政的支援を講ずることとする。

(2) 人材育成及び情報提供

国は、地域の関係者による、地域公共交通のあり方に関する適切な検討・合意形成及びその導入・維持運営が可能となるよう、都道府県等と連携しつつ、必要な情報、データ、ノウハウ等が収集、蓄積及び提供されるような環境の確保に努めるとともに、地域の関係者に対する研修、セミナー等の実施など、必要な人材の育成に努めることとする。

(3) 技術開発の推進

国は、地域の関係者との適切な役割分担のもと、地域のニーズを踏まえ、利便性・快適性の向上、コストの低減化、技術の標準化、実用化等のための技術開発の推進に努めることとする。

また、これらの地域公共交通の技術の普及を促進するため、地域の関係者に対して積極的な情報提供を行うこととする。

(4) 安全の確保

公共交通の安全の確保は、地域公共交通の活性化及び再生の推進を図る上での前提であり、国は、鉄道事業、軌道事業、道路運送事業、海上運送事業に係る各事業法の的確な運用等により、その安全の確保を図ることとする。

2 都道府県の役割

都道府県は、国と連携しつつ、各市町村の区域を越えた広域的な観点から、地域の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するための検討、合意形成及び合意に基づく取組の実施に必要な財政的支援、人材育成、情報提供、助言等を講ずることとする。

また、都道府県は、地域の関係者による取組に対する側面的な支援だけでなく、複数の市町村にまたがる広域的な交通圏が形成され、都道府県全域的な観点から、地域公共交通の活性化及び再生の取組が求められる場合には、地域の関係者と十分に調整を図りつつも、主体的・主導的に取り組むことも必要である。その際、地域の実情の変化を踏まえ、継続的な検討を行い、臨機応変に対応していくこととする。

さらに、地域公共交通に関する財政的基盤や組織・体制が十分でない市町村に対しては、都道府県の支援が不可欠であり、国とも連携しつつ、積極的に支援していくことが望まれる。

3 市町村の役割

市町村は、地域の実情に応じた、地域にとって最適な公共交通のあり方について、自らが中心となって、また、他の市町村と連携して、関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会、住民その他の地域の関係者と検討、合意形成を図り、また、合意がなされた取組の実施に向けて、地域の関係者と連携しつつ、主体的に取り組むこととする。

4 公共交通事業者の役割

公共交通事業者は、利用者の視点に立ち、地域において合意がなされた取組を着実に実施するとともに、自ら又は他の公共交通事業者と連携して提供する運送サービスの質の向上に努めることとする。

その際、自らの運送サービスに係る情報について、外国人観光客を含めた利用者が利用しやすく、分かりやすい情報の提供に努めるだけでなく、利用者利便のさらなる向上の観点から、旅客の乗継情報等の他の公共交通事業者のサービスに関する情報など地域公共交通全体を利用しやすくする情報提供に努めることが望ましい。

5 住民、公共交通の利用者その他の関係者の役割

住民や公共交通の利用者は、運送サービスを利用するという受け身の立場だけでなく、地域の関係者の一員として、主体的に、地域公共交通の活性化及び再生に向けた検討に参加するとともに、公共交通の積極的な利用や住民間における公共交通の利用促進についての意識の醸成、さらには、住民による公共交通の維持・運営等、それを支える取組を行うよう努めることが求められる。また、住民や公共交通の利用者のほか、商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者等の地域の企業や施設についても、その活性化及び再生を支える担い手として、積極的に取り組むよう努めることが求められる。

(以上)